

世田谷区ベビーシッター利用支援事業利用内訳

記入例

児童氏名	〇〇 〇〇
多胎児・ひとり親家庭・障害児の場合は	<input type="checkbox"/>

※児童1人につき1部作成してください

今年度世田谷区に転入し、前の自治体でベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の助成を受けたことがある場合は、前の自治体への申請済み時間数をご記入ください

今年度世田谷区から助成を受けたことがある場合は、交付決定通知に記載された申請済み時間数をご記入ください。

年度内に転入前自治体で同じ助成を利用していた場合は、申請済み時間数をご記入ください。	
時間	分
10	分
申請可能時間	
134	0

【記入上の注意事項】（Excelで入力の場合、黄色付きセル部分が入力箇所です）

利用日・利用時間を記入。  
※Excelで入力した場合、利用時間数は自動で表示されます。

・クーポン額を記載してください。この表に記載がないものについては、補助対象としませんのでご注意ください。

金額を記入してください。兄弟姉妹と一緒に保育した場合、「保育料(割引前)」は、1人目の保育料と2人目以降の保育料(加算料金・オプション料金として請求された分を含む)を合計し、児童の人数で割った金額を記載してください。割引がある場合は、割引額を児童数で割った金額を「クーポン等の割引金額」に記載してください。

●共同保育の場合は、保育料をお子さんの人数で割り、クーポン等の割引額についても同様です。

●審査は利用内訳表に記載された順に上から行います。申請の順序はご自身でご判断ください。

保育料は、対象外経費を除く、クーポン等の割引前の金額を記入してください。

No.	共同保育	申請する利用月日	利用時間帯 (24時間表記でご記入ください)	利用時間	利用時間数	利用時間数 (07:00~23:00)	保育料 (割引前)	クーポン等の 割引金額	区記入欄
1		4月4日	12:00~15:30	3時間30分	3時間30分	0時間0分	12,500円	円	
2	○	4月8日	17:00~23:45	6時間45分	5時間0分	1時間45分	12,000円	500円	
3		5月5日	19:00~26:00	7時間0分	3時間0分	4時間0分	20,800円	4,400円	
4		5月8日	22:00~23:30	1時間30分	0				
5		月 日	: ~ :	時間 分	時間				

日をまたぐ利用の場合は、深夜0:00以降の時間を24:00以降の表記で入力してください。  
【例:No.3,4】  
利用時間:5/5 19:00~5/6 2:00  
※深夜0:00は24:00、翌7:00は31:00として入力します。  
※翌7:00(31:00)をまたぐ場合は、行を分けて入力してください。

★補助申請額計算方法★

①【利用時間数】利用時間と保育料、割引を入力します。※審査は記載された順番に上から行います。

- 4月4日 12:00~15:30 → 日中区分 3時間30分、夜間区分 0時間 保育料 12,500円
- 4月8日 17:00~23:45 → 日中区分 5時間、夜間区分 1時間45分 保育料 12,000円 割引 500円
- 5月5日 19:00~26:00 → 日中区分 3時間、夜間区分 4時間 保育料 20,800円 割引 4,400円
- 5月8日 22:00~23:30 → 日中区分 0時間、夜間区分 1時間30分 10保育料 2,500円

①【補助対象時間】日中・夜間それぞれの利用時間を合算します。

- ・日中区分 11時間30分
- ・夜間区分 7時間15分
- 補助対象時間の合計を計算  
日中区分:11時間30分 + 夜間区分:7時間15分 = 18時間45分

②【補助対象保育料】保育料の合計からクーポンの合計を差し引いて補助対象保育料を計算します。

- 「保育料(割引前)」から「クーポン等の割引金額」を差し引いた額が補助対象保育料となります。
- 47,800円 - 4,900円 = 42,900円

【補助上限額】日中・夜間それぞれの合算時間数に各上限額を乗算して、補助上限額を計算します。

2,500円×11時間30分 + 3,500円×7時間15分 = 54,125円

【補助申請額】補助対象保育料と補助上限額を比較し、低い方が補助申請額です。

補助上限額(54,125円) > 補助対象保育料(42,900円) → 補助申請額 42,900円

★兄弟姉妹と一緒に保育した場合の利用時間及び利用料の記入方法★

【例(No.2)】

- 1人目の通常保育料:16,000円
- 2人目の加算料金:6,000円
- 夜間割増加算:2,000円
- クーポン等の割引金額:1,000円
- この場合、下記のとおりご記入ください。

保育料:(16,000円+6,000円+2,000円)÷2=12,000円  
クーポン等の割引金額:1,000円÷2=500円

・補助金は一申請ごとに審査・支給額決定します。  
・審査は利用内訳表に記載された順番で行います。  
・申請可能時間数に達した次の利用分から、審査の対象外です。  
時間単価が高かった利用分や夜間帯(22時~翌7時)の利用分を優先的に上から記載するなど、申請の順番は保護者の方ご自身でご判断ください

24	月 日	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	円	円	
25	月 日	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	円	円	
合計				11 時間 30 分	7 時間 分	47,800 円	4,900 円	
補助対象時間合計				11 時間 30 分	7 時間 分	③	④	

注意事項	区記入欄						
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請ごとに補助対象保育料と補助上限額(時間数×基準額)との合計を比較して低いほうが補助申請額です。</li> <li>提出書類を確認の上、助成額を決定します。審査の結果、補助申請額と助成額に相違が出る場合がございます。</li> </ul>	⑤日中上限額 (3)×2,500円)	28,750 円	⑥夜間上限額 (2)×3,500円)	25,375 円	⑦補助上限額 (5)+(6)	54,125 円	
	申請時間 (1)+(2)		18 時間 45 分	⑧補助対象保育料 (3)-(4)	42,900 円		
	補助申請額 (7)-(8)を比較し少ない方)			42,900 円			

☆補助額計算欄☆  
○Excelで入力した場合、自動表示されます。  
○手書きの場合、記入例に計算方法の詳細が記載されています。ご確認ください。